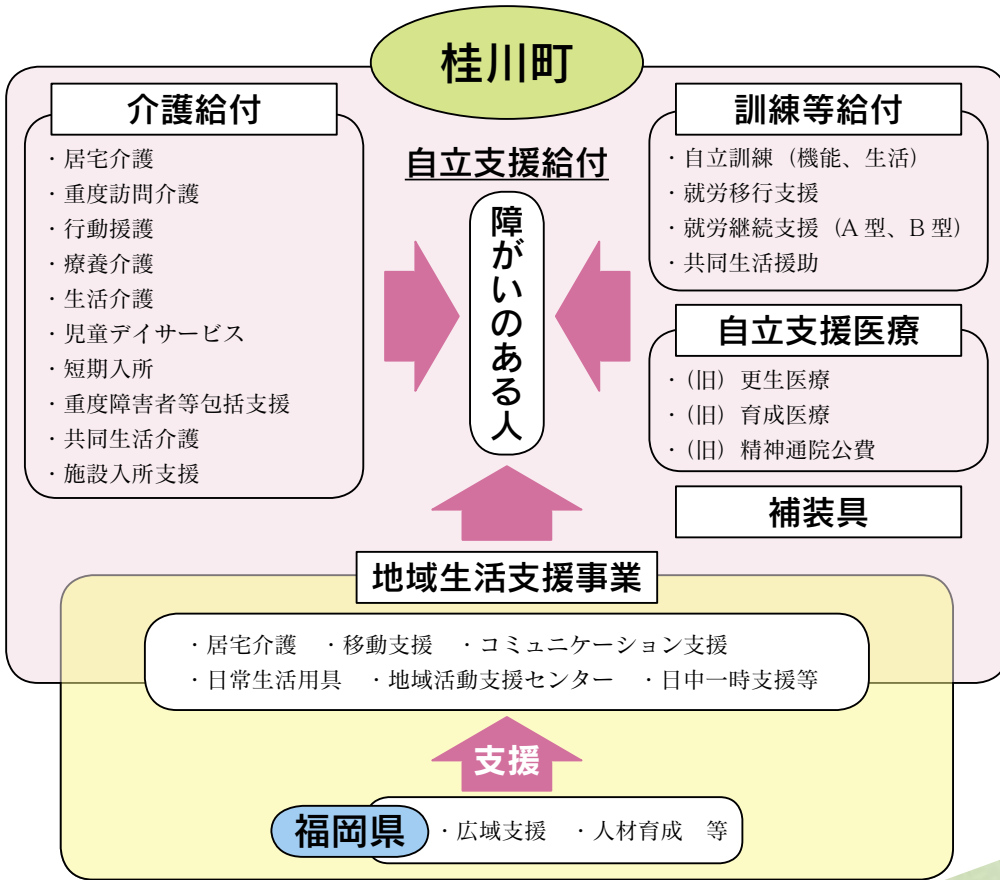


**障**害者自立支援法に基づき、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助のもと、市町村が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。



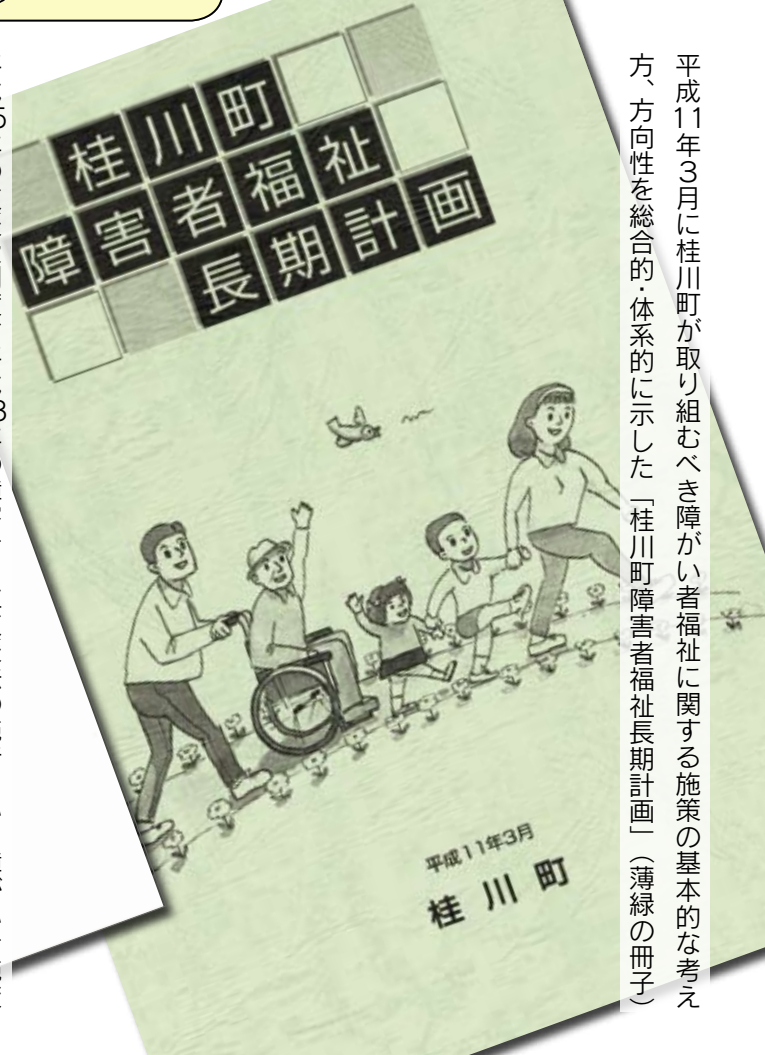
# 住みなれた地域で自立した生活ができるように

## 第Ⅲ節 障がい者福祉サービス

### 桂川町障害者福祉計画



平成19年3月  
桂川町



平成15年の支援費制度、平成18年の障害者自立支援法の施行という障がい者施策の大きな転換期を迎え、平成19年3月に「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体的とした策定がなされた「桂川町障害者福祉計画」（白色の冊子）

平成11年3月に桂川町が取り組むべき障がい者福祉に関する施策の基本的な考え方、方向性を総合的・体系的に示した「桂川町障害者福祉長期計画」（薄緑の冊子）